

令和8年5月21日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～石川県における洪水警報・注意報及び高潮警報・注意報の暫定基準の適用終了～
(令和6年1月9日、7月4日付気象庁大気海洋部報道発表資料及び令和6年5月16日、7月1日付配信資料に関するお知らせ関連)

石川県の一部の市町では、「令和6年能登半島地震」の影響を考慮し、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）及び高潮警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を適用して運用しているところでした。

今般、下記の市町では、令和8年5月28日13時（日本時間）をもって洪水警報・注意報及び高潮警報・注意報の暫定基準の適用を終了します。同日以降に提供開始予定の新たな防災気象情報における大雨及び高潮に関する警報等は、新しい発表基準を適用して運用します。

記

○石川県における「令和6年能登半島地震」による暫定基準
全ての市町村において、暫定基準の適用を終了します。

洪水警報・洪水注意報の暫定基準の適用を終了する市町
(河川施設の復旧状況等による)

輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町、中能登町

高潮警報・高潮注意報の暫定基準の適用を終了する市町

(護岸施設の現状等を踏まえた新たな基準を設定することによる)
能登町、七尾市

以上